

加賀市中央公園野球場 利用料金

| 単位 | 使用区分 | 一般 | 高校生 |
|-----|-------|--------|------|
| 1時間 | 野球場 | 1,220円 | 600円 |
| | 屋内練習場 | 170円 | 80円 |
| | 会議室 | 100円 | 40円 |

1. 予約受付時期について

加賀市内の団体は**6か月**前より予約可能 加賀市以外の団体は**3か月**前より予約可能

2. 個人利用料金について

(1) 市内に住所を有する場合

ア 高齢者（75歳以上の方をいう。以下同じ。） 上記の規定により定める一般の金額の半額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

イ 中学生以下の方 無料

ウ ア及びイ以外の方 上記の規定により定める金額

(2) 市内に住所を有しない場合

ア 高齢者 上記の規定に定める一般の金額

イ 中学生以下の方 上記の規定に定める高校生の金額

ウ ア及びイ以外の方 上記の規定により定める金額の2倍

(3) 障がい者等（公の施設の使用料に関し、別に規定で定める者をいう。） 無料

3. 団体（専用）利用について

加賀市に住所を有しない団体（チーム等）の利用料金は加賀市に住所を有する団体の2倍となります。

下記の場合、指定管理者（加賀市スポーツ振興事業団）と加賀市体育協会（加盟単位協会の申請に限る）との申し合わせにより減免（半額）とする。

(1) 利用団体の構成員（チーム等）が5割以上加賀市民の場合（不正等発覚時は使用不可とさせていただきます場合があります。）

(2) (1) 以外で加賀市もしくは市教委の後援等を受けている場合（但し助成金等を受ける団体・大会を除く）

4. アマチュア競技以外及び体育施設の目的外使用については別途料金がかかります

- ・ アマチュア競技以外で入場無料の場合はアマチュア競技の5倍となります。
- ・ アマチュア競技以外で入場有料の場合はアマチュア競技の10倍となります。

※ 地域密着型プロスポーツチームの施設利用料金に関して

石川県内をホームとするプロスポーツチームの活動を支援するため下記のように利用料金を設定します。

- ・ 大会開催の為に準備時間などは一般（加賀市内の団体の2倍）となります。
- ・ 入場無料の場合はアマチュア競技の5倍となります。
- ・ 入場有料の場合はアマチュア競技の10倍となります。

5. 利用料金の入金・キャンセルについて

施設を予約された方は、利用日の1週間前までに施設に入金ください。

施設利用をキャンセルされる場合は利用日の3日前までに施設に連絡する必要があります。連絡なき場合はキャンセル料が発生します。